

意見書

平成 25 年 6 月 6 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条の規定により、平成25年5月8日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

今回の省令改正案は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」という。)殿の加入電話サービスに係る級局区分をそのまま適用するものとなっておりますが、そもそも級局区分は、アナログ電話網の時代に、同一区域内料金で通話できる相手先が多いほどその地域の加入者の電話利用の価値が大きくなるという効用料金の考え方にに基づき設定されたものであり、基本料金で回収すべきコストとの乖離が発生する制度であると認識しています。現行のNTT東西殿の光IP電話サービスが距離段階別料金を適用していない状況に鑑みると、加入電話相当となるOABJ番号を用いた光IP電話の類型として、級局区分を導入する合理的理由はないと考えます。

加えて、光IP電話が加入電話に代わりユニバーサルサービスを担っていく可能性を考えると、今後級局区分自体の扱いについても検討すべきと考えます。

まずは、アクセス網におけるPSTNから光へのマイグレーションやユニバーサルサービス制度の見直しについて、二重投資コストの抑制等の観点から議論を進めることが必要と考えます。

光による電話サービスが提供されるエリアが拡大することによる、既存のメタル回線の新規投資抑制や既存のメタル回線の撤去といった二重投資コスト抑制は、国民全体の負担低廉化に直結しますが、前提として既存の競争環境が維持されることが必要と考えます。

従って、ユニバーサルサービス制度の見直しと合わせ、マイグレーションの推進、アクセス網全体のコスト低廉化及び競争環境の維持・促進といった全体的な議論を電話網移行円滑化委員会において早急に実施して頂きたいと考えます。

以上